

2025-10-3 第6回有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会

○落合専門官 定刻となりましたので、ただいまから、第6回「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」を開催いたします。

事務局を務めます、厚生労働省老健局高齢者支援課の落合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の出席状況ですが、田母神構成員より遅れての御参加と伺っております。また、オンラインでの御参加は、江澤構成員、倉田構成員、田母神構成員、濱田構成員、村上オブザーバーとなっております。

本日は、こちらの会場とオンライン会議システムを活用しての実施とさせていただいております。また、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

それでは、報道関係の方に御連絡申し上げます。冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきますので、恐れ入りますが、御退出をお願い申し上げます。

(カメラ退出)

○落合専門官 それでは、以降の進行は駒村座長をお願い申し上げます。

○駒村座長 こんにちは。それでは、議事に入ります。本日の議題は、取りまとめに向けた議論についてです。

本日の資料と会議の運営方法について事務局から説明をお願いします。

○落合専門官 それでは、お手元の資料と会議の運営方法の確認をさせていただきます。構成員の皆様におかれましては、お手元の資料を御覧ください。オンラインで御出席の皆様におかれましては、お送りしております資料を御覧いただければと思います。

次に、発言方法につきましてでございます。オンラインで御参加の構成員の皆様には、画面の下にマイクのアイコンが出ていると思います。会議の進行中は基本的に皆様のマイクをミュートにいただき、御発言をされる際にはZoomツールバーの「リアクション」から「手を挙げる」をクリックいただき、座長の御指名を受けてからマイクのミュートを解除して御発言ください。御発言が終わりました後は、Zoomツールバーの「リアクション」から「手を降ろす」をクリックいただき、併せて再度マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

また、会場御参加の皆様には挙手をいただき、座長の御指名を受けてから御発言をお願いいたします。

○駒村座長 ありがとうございます。

それでは、議事に移ります。本日の議題は、取りまとめに向けた議論です。前回の結びでお伝えしましたように、本日は取りまとめ素案について御議論いただき、おおむね皆様

の了解を得られれば、事務局においてパブリックコメントを実施したいと思っております。そして、次の検討会においてパブリックコメントの意見も踏まえた議論を行う形で進めていきたいと思っております。

では、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○濱本高齢者支援課長 老健局高齢者支援課長、濱本でございます。資料1に基づきまして、取りまとめ素案について御説明を申し上げます。

資料1を御覧ください。冒頭1ページから3ページ以降、Ⅱ、「1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方」の「(1) 高齢者住まいの現状及び課題」につきましては、本検討会の設置の背景や有料老人ホームの役割、また、最近発生した事案への対応等につきまして、制度面の変遷も含め総論的に述べている箇所でございます。

5ページの「(2) 有料老人ホームにおける介護・医療サービスの質の確保」から以降各項目につきましては、「①現状・課題」の箇所でデータも含めて現状及び課題を整理した上で、この項で申しますと6ページの真ん中「②検討の視点」の欄において、これまでの検討会でいただきました各構成員の御意見をまとめた形で記載し、これを踏まえて、この項目ですと8ページ下のほう以降でございますけれども、「③対応の方向性」を枠囲みの形で記載しております。

まずこちらの項目につきましては、有料老人ホームにおける介護医療サービスの質の確保に関する対応の方向性でございますけれども、8ページ、261行目以下でございます。264行目以下、有料老人ホームにおける安全性及びサービスの質の確保について、安全性の確保やサービスの適切な選択の確保の必要性の観点から、一定の有料老人ホームについては行政の関与により入居者保護を強化すべく、登録制といった事前規制の導入を検討する必要があるのではないか。この事前規制の対象は、入居する要介護者等の安全確保や人権尊重、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高いことを踏まえ、中重度の要介護者や医療ケアを要する要介護者などを入居対象とするホームとすることが考えられるのではないかと記載をしております。

また、次のまとめ、具体的な基準については、特定施設やサ高住などとの均衡に配慮しつつ、尊厳の保障、質の確保といった観点から一定の基準を法令上設ける必要があるのではないかと。また、事業開始前に満たすべき項目として、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、一定以上の介護等を必要とする高齢者が居住する住まいであることを踏まえた人員、施設、運営等に関する基準を設ける必要があるのではないかと。具体的には、介護・医療ニーズや夜間の緊急対応を想定した職員配置、ハード面、虐待・事故防止等について法令上基準を設けるとともに、例えばみとりまで行う場合などにおきましては、みとり指針の整備など、あるいはサ高住等の制度も参考に契約関係の基準等を盛り込む必要があるのではないかとといった点を記載しております。

また、高齢者虐待の防止や要介護度に応じた適切な介護技術に関する職員研修の観点、そして、基準等の作成に際しては、自治体ごとに解釈の余地が生じにくい具体的な形で規

定しつつ、各地域における実情を反映できるよう、一定の事項については参酌基準とすることが適切ではないかという内容を記載しております。

また、この項の次のまとめ、9ページの下の方ですけれども、介護・医療との適切な連携体制につきましては、質の高いケアプラン作成やサービス提供につなげていく観点から、相談窓口の担当者を明確にすることや、必要に応じて職員が介護・医療現場のケアカンファレンスにも参加していくことが考えられるのではないかと。また、医療機関との連携について、地域の医療機関の連携と高齢者住まいの連携、情報共有を深めていく必要があるのではないかと。

また、10ページに参りまして、サービスの見える化については客観性や専門性を有した第三者として事業者団体による既存の第三者評価の仕組みを一層活用したり、また、制度的に位置づけていくことも必要ではないかという点を盛り込んでいただいております。

続きまして、10ページ、312行目以下「（３）入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択」についての項目でございます。「③対応の方向性」は14ページ、470行目からでございますけれども、まず入居契約の透明性確保について、消費者保護の観点から、事前の十分な説明、情報提供の確保、また、契約書や重要事項説明書の事前に書面での説明・交付の義務づけの必要について、項目の具体的な内容も含めて盛り込んでいますほか、特にホームと同一関連法人の介護事業者によるサービス提供が選択肢として提示される場合については、実質的な誘導が行われないよう中立的かつ正確な説明が確実に実施される必要があるのではないかとといった点を、要介護状態が上がった場合、また、みとりの方針に関する点も含め盛り込んでいただいております。

次のまとめは、488行目以下、情報公表の充実については、入居希望者や様々な関係者が活用しやすい情報公表システムが必要ではないかという点。また、その際、条件検索であったり、視認性が高いものとする工夫が考えられるのではないかとという点を盛り込んでいます。

また、15ページ、適切な相談先の確保につきましては、相談内容に応じて専門的な機関につなぐ連携の仕組みの構築、特に高齢者住まい選びや入居後の苦情相談についてノウハウを有する公益社団法人における人員体制や周知の充実を図ることの必要性について盛り込んでおります。

次に、「（４）入居者紹介事業の透明性や質の確保」についてでございますけれども、「③対応の方向性」は17ページ、583行目以下でございます。高齢者やその家族、あるいは自治体、地域包括支援センターなど様々な関係者が適正に運営している紹介事業者を確実に確認・選択できる仕組みが必要ではないかという点を提起した上で、このため、事業者団体が実施している現行の届出公表制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした優良事業者を認定する仕組みの創設が有効ではないかと。また、紹介事業者においては、中立的・正確な紹介を行うことや紹介手数料の位置づけ、算定方法等について入居希望者に事前に書面で明示する対応が必要ではないかと。この中でも特に紹介手数料の設定につい

ては賃貸住宅の仲介を参考に、例えば月当たりの家賃、管理費等の居住費用をベースとして算定することが適切ではないかという点を盛り込んでおります。これと併せまして、有料ホーム事業者においても紹介事業者の活用や提携の有無、また、紹介手数料の算定方法等を公表・明示していく必要性や、ホーム本体と同様に情報公表の仕組みを充実させ、様々な要素について検索できるシステムも必要があるのではないかという点を盛り込んでいるところでございます。

続きまして、「（５）有料老人ホームの定義について」につきましては、18ページ、621行目以下でございますけれども、食事の提供要件の明確化、有料老人ホームに該当するかの要件の明確化について記載をしております。

また、「（６）地域毎のニーズや実態を踏まえた介護保険事業（支援）計画の作成に向けた対応」につきましては、19ページ、これらの計画の策定に当たってよりの確にニーズを把握していくために、過度な負担なく情報を把握する仕組みの構築、また、次期計画の策定に向けて、高齢者住まいごとの実際の入居者数や要介護度別の人数、割合といった情報を保険者である市町村が把握できる仕組みが必要ではないかとの点を記載しているところでございます。

以上が１ボツの関係でございますけれども、続きまして、20ページ以降は「２．有料老人ホームの指導監督のあり方」についてでございます。

まず「（１）届出制や標準指導指針による現行制度の課題」についてでございますけれども、22ページ、741行目以下、対応の方向性としましては、１でも述べたような登録制などの導入について再掲しておりますほか、750行目以下、運用に関して都道府県等への報告が必要となる事項につきましては、介護保険サービスの提供体制の有無やホームと介護サービス等の提供主体との関係、また、財務諸表等について透明性確保の観点からも事前に必要ではないかということ、また、介護サービス事業者がホームと同一経営主体の場合には、そういった事業所の情報や協力医療機関がある場合はその情報などをまとめて公表し、選択する際の基礎の情報とすること。また、標準指導指針については、登録制といった事前規制の導入に伴い都道府県等が効果的に対応を取ることができるよう、老人福祉法に基づく統一的な基準として策定することが必要ではないかとの点を盛り込んでいるところでございます。

続きまして、この項目の「（２）参入後の規制のあり方」につきましては、24ページ、821行目以下でございますけれども、事業運営の質の維持を確保するため、更新制の設定や一定の場合に更新を拒否する仕組みが必要ではないか。行政処分を受けた事業者、あるいは経営の継続が困難と見込まれる事業者に対する対応の点、また、急な場合も含む事業廃止や停止等の場合において事業者が十分な時間的余裕を持って説明するとともに、入居者の転居支援、介護サービス等の継続的な確保などについて行政と連携しながら事業者として責任を持って対応することに関する一定の義務づけが必要ではないかといった点を盛り込んでおります。

最後の項目は、25ページ以下、「3. 有料老人ホームにおけるいわゆる『囲い込み』対策のあり方」でございます。

「(1) 住宅型有料老人ホームにおける介護サービスの提供について」につきましては、29ページ、994行目以下におきまして、対応の方向性としまして、まずケアマネジメントのプロセスの透明化について、入居希望者が自由にサービス選択できることを確保する観点から、ケアマネ事業者やケアマネジャーの独立性を担保する体制として指針の公表、施設長等への研修、相談担当者の設置等の措置を行うこととしてはどうか。また、入居契約においてホームと資本提携関係のある介護サービス事業者やケアマネ事業所の利用を契約条件とすることや家賃優遇と絡めるようなやり方での条件づけの禁止、また、かかりつけ医やケアマネジャーの変更を強要することの禁止の必要性について、こういった点について、プロセス面からの措置として、それぞれの契約の独立性や作成の順番といった点について手順書やガイドラインをまとめておき、入居希望者に明示すること、あるいはこうしたプロセスが守られているかを行政が事後チェックできる仕組みの必要性、行政による運営指導や研修等におけるこうした対応の徹底などについて盛り込んでいるところでございます。

その次のまとめ、自治体による実態把握については、有料老人ホームがケアマネ事業所や介護サービス事業所と提携する場合において中立性が担保されるための体制を行政がチェックできる仕組みや、入居時にケアマネ事業者が保険者に連絡票を届け出ることによって情報のひもづけを行うことの必要について盛り込んでいるところでございます。

30ページ目、次のまとめとしては、住まい事業と介護サービス等事業の経営の独立について、有料老人ホームのホーム事業部門の会計と介護サービス等部門の会計が独立して公表されることで、内訳や収支を含めて確認できることが必要ではないか。また、有料老人ホームの地域における透明性の向上について、地域と交流し、より積極的な役割を果たしていくことが重要であり、様々な会議や連携する場合の参加推奨なども行い、顔の見える関係づくりをしていくことが必要ではないかという点を盛り込んでいるところでございます。

その次、「(2) 特定施設入居者生活介護について」につきましては、31ページでございますけれども、1,087行目以下、特定施設への移行につきましては、介護保険事業計画においてニーズに応じて適切に特定施設を含む各サービスの必要量を見込んだ上で、一定の場合には人員や設備、運営体制について一定以上の体制が求められる特定施設への移行を促すことが考えられるのではないかとといった点を、また、32ページ、外部型特定の活用につきましては、人員などの体制確保が困難ということで一般型への指定申請が難しい場合においては、外部サービス利用型特定施設への指定申請を行うことも考えられるため、こういった移行も想定した基準や報酬体系の整備も検討される必要があるのではないかとこの点を盛り込んでいるところでございます。

以上、「③対応の方向性」を中心に、駆け足でございますけれども、説明は以上でございます。

います。よろしくお願い申し上げます。

○駒村座長 ありがとうございました。

それでは、意見交換に入りたいと思います。論点が多いので2つに分けて進めたいと思います。資料1の1ページから19ページ、「1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方」について御意見のある方は御発言をお願いいたします。会場の方は挙手で、オンラインで出席の方はZoomの「手を挙げる」機能を使用していただき、私の指名により発言を開始してください。なお、予定時間内に数多くの構成員の皆様に御発言いただきたいと思いますので、各構成員におかれましては5分以内での御発言に御協力をお願いいたします。

それでは、会場の方から御発言いただき、その後、オンラインの方に御発言いただこうと思っております。御発言の際に何ページのどの行に関わる意見だということをはっきりしていただくと助かります。

前回、右側からでしたから、今回は井上先生、左側から行きましょう。どちらにしても心の準備もどちらかから来るので、井上先生、今回左側から行きたいと思います。

○井上構成員 おまとめありがとうございました。とても分かりやすくまとまっていると考えております。

19ページまでということですので、8ページと9ページを御覧いただいてよろしいですか。265行目からのところです。一定のサービス提供をしているホームについて何らかの事前規制を法令上設ける必要があるのではないかということで、例えばその後にも書かれていますけれども、中重度の要介護者、医療ケアを必要とするような方々、認知症の方々などが入居しているようなものについては一定の基準を設ける必要があるのではないかと考えているところです。

あわせて、そのホームが開設した時点ではそういった方々が入居していないことは当然あるわけですね。ただ、その場合でもホームとしては例えば看取りまでとか、中重度になってもとうたっていることもありまして、そういうホームも事前規制を設ける範囲の対象に入るのではないかと考えたところです。

19ページまでのところについては以上になります。よろしくお願いします。

○駒村座長 ありがとうございます。

こちらから回っていかうと思っておりますので、この列でまず御発言を御希望の方、ほかにいかがでしょうか。

植村さん、お願いいたします。

○植村構成員 まとめていただいてありがとうございます。

まず、19ページ目までのところで、1点目は9ページの296行目の「質の高いケアプラン」という言葉が出てくるが、この質の高いケアプランをどう解釈するかが大事かと思っております。ともするとこれが過剰介護というところにもつながると思っておりますので、この質の高いケアプランというのはどういうものなのかしっかりと解釈することが大事かと思っております。

おります。

それと、次の10ページ目の322行目のところにありますが、「外付けサービス」という言葉がございます。この外付けサービスということを今までもお話しさせていただきましたが、しっかりと早い段階でお客様へ伝えて理解を得ることが大事かと思っております。住宅型とサ高住は外付けサービスであるということの理解を得ることが大事かと思っております。

それと、17ページ目の紹介手数料に関して、我々は運営会社としていろいろお話を聞いている団体ですが、家賃、管理費、食費、その他みたいに費用が分かれるのですけれども、この家賃が何かということも含めて、入居の最初に一時金を頂いて、それが家賃の前払いという形で5年間、もしくは7年間の月額の家賃とする契約行為みたいなものが結構あります。あとは管理費の内訳には何が入っているのかみたいなところもあります。この月当たりの家賃相当で紹介フィーを決めるということが妥当かどうか、宅建業などの話もありましたが、ここは目安みたいなことにしかできないのかなと思ったので、感想としてお伝えしておきます。

以上になります。

○駒村座長 ありがとうございます。

では、左の列でいかがでしょうか。

川田さん、お願いします。

○川田構成員 まずは取りまとめ素案ですが、これまでの議論を短期間の中で丁寧に整理いただきまして、ありがとうございます。

まず、19ページまでということで、資料9ページの有料老人ホームにおける安全性及びサービスの質の確保についての291行目の部分になります。記載のとおり自治体ごとに解釈の余地が生じにくい具体的な形で規定する必要はぜひともお願いしたいところではございますが、その後に記載されております、各地域における実情を反映できるよう、一定の事項については参酌基準とするのが適切とされることについて、これ自体に反対というわけではございませんが、民間介護事業推進委員としては、これまでもローカルルールにつきましては建言について再三御指摘をさせていただいておりますことから、特段の配慮をいただければと考えてございます。

2点目が、資料17ページ目の588行目になります、高齢者向け住まい紹介事業者公表制度に基づく情報公表の充実についてでございます。利用者が選択を支援する仕組みとして十分機能させるためには、公表される紹介事業者が広く網羅されていることに加えまして、情報が正確であり、加えて活用しやすいという利便性にも十分配慮いただけますと幸いです。

以上となります。

○駒村座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

木本さん、お願いします。

○木本構成員 大阪府介護支援課長の木本でございます。私からは素案18ページ以降に記載のございます介護保険事業計画の作成に向けた対応に関しまして御意見を申し上げます。

「③対応の方向性」の最後の丸で、657行目になりますけれども、次期介護保険事業計画の策定に向けて、高齢者住まいごとの基本情報などを自治体自らが把握していく必要性について御記載いただいておりますけれども、これは介護保険事業計画と一体的な作成が求められております老人福祉計画にも同じことが言えると思いますので、「老人福祉計画の策定」という文言も追加してはどうかと考えます。

以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。

では、高野さん、お願いします。

○高野構成員 東洋大学の高野でございます。

私からは19ページ目までのところで1点ございます。9ページでございます。先ほど井上先生がおっしゃられた点と非常に近いニュアンスになるのですが、9ページ、280行目ぐらいから293行目ぐらいまで、これは登録制になったとしたらこういう基準、あるいはこういう対応が必要ではないか、それを登録の基準なり要件なりということが書かれている部分だと思っておりますけれども、それに関連してその辺りで私が申し上げたいのは、事前規制、すなわち登録の対象となる有料老人ホームなどについては、事前に利用者の選択に資するとともに自治体においても適切に判断・把握するといった観点から、有料老人ホーム等に対して契約書に入居対象者の属性、特性を明記して公表する。あわせて、自治体に登録時等に提出をする事業計画等に記載することを義務づける必要があるのではないかという文言が挿入されるべきではないかと思っています。

さらに具体的に、今、申し上げた事前に示すべき入居対象者の属性、特性の例としましては、まず1つ目は、入居可能かつそこに入居して地域の介護・医療サービスなどを利用してその有料老人ホーム等で生活をサポートできる心身の状態という意味で、例えば要介護度の範囲ですとか、認知症の状態ですとか、医療の必要性がどの程度か、もっと具体的に踏み込みますと例えば神経難病などのこういう疾患には対応できる・できない、さらにはこのもともとの案にも出ておりまして途中でも出てきますが、みとり期の対応ができるかどうかということが事前に示されていなければいけないのではないかとということで、属性、特性の1つ目のくくりです。

もう一つは、属性、特性のくくりとして入居可能な社会経済的な状況という意味で、例えば身元保証人等が必要なのかどうかという状況を事前に指し示す必要が対利用者に対しても対行政に対してもあるのではないかと考えておりますので、それをぜひ入れ込んでいただきたいと思います。

それから、もう一点なのですけれども、先ほど植村構成員から出ました質の高いケアプラン、すぐ296行目辺りに出ているところなのですけれども、これは諸説ありますし、この

検討会におきまして私が何度か申し上げた囲い込み、使い切り型ケアプランというのが言わばある種一番質の悪いケアプランでありまして、逆に言うと、私がそのときに申し上げた、ケアマネージャーや利用者御自身でもいいのですけれども、適切にアセスメントがプロセスにのっとって行われて、サービスの内容等、あるいは事業者の選択等がきちんと利用者の意向、意思に沿っているものかどうかということをお互いの概念として紹介した次第です。これはいささかの質の評価でいうところのプロセス評価だけの部分にはなって、アウトカム評価では間違ってもないのですけれども、これは自説で恐縮ですけれども、この検討会ではそうした意味合いで質の高いケアプランというものを認識していただけるとよいのではないかなと個人的には思っております。

以上でございます。

○駒村座長　ありがとうございます。

左のラインで、中澤さん、お願いします。

○中澤構成員　取りまとめありがとうございます。全国有料老人ホーム協会の中澤です。

前半部分ということなので、用意してきたものを引き合わせるのが大変なのですけれども、まず306行のサービスの見える化の部分なのですが、前回もこの席で有老協から第三者評価の有用性についてお話ししたと思いますけれども、有老協でこれまで実施してきたサービス第三者評価について今年度から運用方法を変更しております。具体的には標準指導指針を基準とした適合チェックの形に見直したところです。これは自治体が行う立入検査の際に事業者自身が行う自主点検にも活用できるようにしたものです。これを自治体の検査時に参考にしていただければ、その結果として自治体の事務負担の軽減にもつながる取組になっています。

一方で、自治体による福祉サービスの第三者評価や他の事業者団体でも独自に第三者評価を行っていることを踏まえると、今後、さらに第三者評価を広く活用していくためには幾つか整理すべき課題もあると感じています。例えば評価に使う基準、物差しの整合性、それから事業者の費用負担の在り方、あるいは情報公表制度との連携の在り方、一定の共通化や調整等、事業者の第三者評価への取組が利用者の評価につながり、それが事業者のやりがいにつながる工夫が必要ではないかと思っております。

次に、それに関連して、入居者の適切な選択についてです。583行になります。受けた介護サービスを自分で選べるというのが介護保険制度発足の根幹だと思いますが、そのためには利用者が選択のために正確な情報を得られる信頼できる場の設置が必須です。情報公表制度がその一つと考えますが、情報公表制度のデータ入力がなかなか進まない原因の一つに重要事項説明書の様式と情報公表制度の様式が一致しないことがあると思います。具体的には、情報公表制度のほうは文字数制限があったり、重要事項説明書に書いた内容をもう一度練り直さなければならぬため、事業者にとって二重の手間になってしまっているのが実情です。こうした負担を減らすためにも、両者の様式を見直して共通化を進めることが必要だと思います。

また、消費者が適切に選べるようにするための基礎情報として現在示されているのは類型ですが、現在は介護保険の特定施設かどうかだけを問う内容になっています。有料老人ホームの形態が多様化している現状では、利用者が知るべき情報の大きな一つではあっても、それだけでは自分が受けられるサービスの分類としては十分示されていることにはなっておりません。消費者にとって分かりやすくするという観点から、ここも見直しが必要だと考えます。また、高住連の紹介会社届出制度の届出内容を深化させることによって、利用者により身近な情報を提供できる可能性もあると考えています。

これに関連してですが、紹介事業者についてです。前回の検討会でも申し上げましたが、紹介事業者が自分の立場をしっかりと利用者に対して明確に示すことが大事だと考えています。具体的には、中立的な立場からホームを紹介すること、そして成約時にホーム側から紹介手数料を受け取っていることや、その手数料の算定方法など、入居希望者に対して事前に書面でしっかり説明することが必要だと考えています。消費者保護の観点からさらに付け加えますと、個人情報の取扱いについてのルールや反社関係のルールも当然ながら重要です。

もう一つ見過ごせないのが、消費者が知らないうちに選択肢を狭められていることがないようにすることです。例えば紹介会社と運営事業者間で紹介手数料の受け取りに関する権利の有効期間が明確に決まっていないと、紹介された事業者も知らないうちに他の選択肢を諦めざるを得なくなるというケースも起こっています。こうした点についてもルール化を進め、事前にきちんと明示する仕組みが必要だと考えています。

19ページまでは以上です。

○駒村座長　ありがとうございます。

それでは、こちらの島に移りまして、遠いほうからで恐縮ですけれども、どうでしょうか。ありますでしょうか。

では、難波さん、お願いいたします。

○難波オブザーバー代理　国土交通省住宅局の難波と申します。よろしくお願いします。

取りまとめありがとうございます。19ページ目までになるのですが、契約時の説明ということも非常に重要だと思う中、8ページ、11ページ、12ページになるのですが、8ページに関して言いますと、サービスの見える化、または11ページ、12ページに書かれています情報の公開も、利用者と事業者双方の理解が、意識の一致または誤認がないという面では非常に重要になってくると思いますし、これからの内容の充実を図る上では常に重要な事項だと思っておりますので、その辺からより明確に詳細を記入されるのがよろしいかなと思っております。

以上です。

○駒村座長　こちらのほうでいかがでしょうか。

では、里村さん、お願いします。

○里村オブザーバー　取りまとめありがとうございます。全国老協の里村と申します。

資料の８ページ、９ページですけれども、例えば９ページの275行目から、職員体制や運営体制に関する一定の基準を法令上設ける、としっかり記載がされていて、大分すばらしい内容になっていると思います。しかし、前のページの266行目で登録制といった事前規制の導入をということで、これは中重度、あるいは医療が必要等の一定の方が利用する可能性がある施設についてはこういう厳しい規制がかかる一方、それ以外は従前どおりの届出になると思うのですが、そうすると対象か否かで大分ギャップが生じます。要は人員基準、運営基準の規制逃れのようなことがないように、仮にスタート時に該当しない場合でも、何か行政のガイドラインのようなもので適正運営を奨励するような、あまり対象か非対象かで差がつかないような形、法制化ということではないのですけれども、そういった指針みたいなものがあると円滑にいくのではないかなと思いました。

以上でございます。

○駒村座長　ありがとうございます。

では、北條さん、お願いします。

○北條構成員　横浜市役所の北條です。よろしくお願いします。

私からは取りまとめ素案の８ページから９ページにかけて、268行目以降ですけれども、「事前規制の対象は、入居する要介護者等の安全確保や人権尊重、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高いことを踏まえ、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者などを入居対象とするホームとすることが考えられるのではないかとされています。また、その次に、こうした有料老人ホームについて、「利用者の選択に資するとともに、自治体が適切に判断・把握ができる仕組みが必要ではないか」とされております。

先ほど皆様からも御指摘がございましたけれども、事前規制の対象を中重度の要介護者などが入居するホームとする場合、自治体の立場からも規制対象となるか適切に把握し判断できるということが重要だと思いますので、例えば事前協議や相談の段階で事業計画を御提出いただくときに、入居可能な要介護度や医療ケアを要する方の受入れ可否、それが入居するときだけではなく、その後も対応ができるのかどうかといった視点で項目の記載をしてもらうことが考えられるのではないかと思います。

また、入居希望者の方が適切にホームを選択できるように、入居契約書や重要事項説明書にもこれらの項目を明記していただいて公表するといったことも考えられるのではないかと考えております。

発言は以上となります。

○駒村座長　ありがとうございます。

いかがでしょうか。

では、保木口さん、お願いします。

○保木口構成員　国民生活センターの保木口でございます。

こんな多岐にわたる内容をこのように分かりやすくまとめていただきましたこと、まずは感謝申し上げます。

その上で、私からもかつて申しましたように、最初は入居時したら何をしてもらえるのだろうということで入居中や入居するときのことには関心が行くと思うのですが、契約が終了したとき及び精算という段階、入居前にはこういった先のことまではなかなか目が行かないもので、トラブルが顕在化しがちです。こちらのとりまとめ案にも原状回復のことや精算のことも入れていただいているのですが、契約が終わったらどうなるのかという部分についても事前に説明していただけるといいかなということを改めて感じております。

あと、情報の見える化ということはいろいろお話が出ておりますが、HPへの掲載内容と重要事項説明書の様式に齟齬があって事業者の方の負担があるのだというご意見も出ておりました。HPを充実し入居検討の際に見比べやすくするためにはそういった辺りも統一化できていくとより良いのかなと感じました。これは感想でございます。

以上でございます。

○駒村座長　ありがとうございます。

宮本さん、お願いします。

○宮本構成員　大変分かりやすい取りまとめを本当にありがとうございます。

私からは2点です。14ページの488行目「情報公表の充実について」ということで、以前も話しましたがけれども、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サ高住を合わせると約100万戸という戸数があると思うのですが、今、この介護サービス情報公表システムは有料老人ホームの情報が入っていないところも多く、ここの部分を今回の登録制の検討を機にきちんと取りまとめていただければ、入居希望者や家族がここから施設なり高齢者向け住宅を探すという流れが生まれ、議論となっている紹介業者さんとの問題も大部分解決するのではないかなと思いますので、これはお金も時間もかかる話だと思うのですが、ぜひこれは充実をよろしくお願いします。

2点目は、19ページの622行目です。単身高齢者がこれから増えていくことに合わせて自立型の高齢者住宅が増えております。自立型高齢者住宅というのはキッチンなどがちゃんと備わっておりますので、そこに住まう方は外食したり、自炊をしたり、出前を取ったり、あるいは食堂で御飯を食べたりという自己責任において自分の裁量で食事を取っておりますので、ここに関しては有料老人ホームの定義としての食事の提供からは外すということの判断を明確にしていきたいというところです。自立型高齢者住宅にとっては食堂の存在が地域の交流やコミュニティーにとって非常に重要なファクターとなっておりますので、ぜひ、自立型高齢者住宅における食事の提供について、有料老人ホームの定義と切り分ける判断について今後、お考えを進めていただければと思います。

以上です。

○駒村座長　矢田さん、お願いします。

○矢田構成員　日本大学法学部の矢田と申します。分かりやすい取りまとめをいただきまして感謝申し上げます。

私自身が申し上げたいことというのは既に取りまとめ案にかなり反映させていただいて

いるのですけれども、473行目以降の契約の締結に関しまして一言申し上げたいと思います。一般に契約とは、相対立する、すなわち意見や立場の異なる者の間での意思表示の合致により成立します。そして、入居契約においては事業者と入居者及びその家族との間では情報の質・量・交渉力に格差があることから、消費者たる入居者の利益を守る観点、消費者保護を強調する形で契約書や重要事項説明書の作成、説明書の重要性についてこれまで意見を述べさせていただきました。

ただ一方で、契約をしっかりと締結し、契約内容を入居者及びその家族に理解してもらうということは、事業者側、とりわけ現場で働くスタッフを守る意味でも大切なことだと考えております。特に近年は、介護現場では利用者やその家族らによる介護職員の介護ハラスメントが少なからず発生しているということが様々な調査で明らかになっています。その中にはサービス内容には含まれないサービス、過剰なサービスを要求するといったパワハラもあるようです。

さらに、参考資料にもありましたけれども、近年、住宅型有料老人ホーム等において高齢者虐待の件数も増えているようです。もちろん様々な要因はあるとは思いますが、介護ハラスメントなどによる職員の精神的なストレス、人手不足等の労働環境、介護知識や教育研修の不足などが一般的には挙げられています。

このような状況を少しでも軽減する一つの方策といたしましては、まずは契約時に、例えば「看取り」という言葉一つを取ってみてもその内容の取り方については人によって異なる可能性があります。とすれば、どのようなサービスが提供でき、何より大事なもののどのようなサービスが提供できない、しないのか、あるいは別途料金がかかるサービスなのかといったことを後に誤解が生じないように契約締結時に正確かつ分かりやすい形で説明し、そして理解してもらうということが大切かと思っております。

人員配置や費用ということを踏まえますと、当然に提供できるサービスの内容というのは限られてくるはずであって、にもかかわらず、安易に何でもサービスが提供できるかのような曖昧な契約、約束を結んでしまいますと、結果的には現場のスタッフにそのしわ寄せが行ってしまって介護事故を引き起こすことにつながったり、ひいては入居者たる高齢者の尊厳を害されるということにもなりかねないと思っております。

したがって、終の住みかになることも想定されております有料老人ホームにおいては、高齢者が安心して暮らせるためにも、福祉にまつわる契約につきましては一般的な契約のように相対立する関係ではなくて、事業者及び利用者の家族が必要に応じて連携・協力し合って入居者たる高齢者の尊厳を守ること、これがとても大切だと感じております。

よって、契約にまつわる体制づくり、また、そもそも高齢者向け住まいの種類が多いということは先ほどからもありましたけれども、その違いが分かりにくいということもありますので、その類型の整備ですとか、あと、先ほどの老人ホームの定義の見直しなどについてもぜひ対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。

そうしましたら、オンラインの方から御発言をと思っております。まず、オンラインの方で御発言予定の方、合図をいただけますでしょうか。

では、濱田さん、その次に江澤さんという順番で行きます。濱田さんからどうぞ。

○濱田構成員 今般、取りまとめに当たりましては、各委員からの意見の掲載と課題抽出をいただきまして、厚生労働省の事務局の皆様感謝申し上げたいと存じます。

まず、私はページ数で申し上げたいと思うのですが、8ページの有料老人ホームの運営及びサービス提供の在り方につきましてですが、登録制導入につきましては賛成をいたします。また、事前規制の一種となっておりますが、開設後も記載にある内容につきましては、行政の関与により登録内容の定期的な確認や指導助言を行っていただける体制は継続されることが望ましいと考えております。これにつきましては、9ページにございますが、職員体制・運営体制に関する一定の基準につきましても同じ内容で定期的な確認や指導助言の実施をということでございます。

あとは、これは登録とは別に指定、認可という言葉が介護保険等でよく使われておるのですが、登録との違いが若干私自身、理解が難しかったりいたしますので、違いがあるのであれば何か表で比較するなど対応していただけると幸いかと存じます。

14ページの入居契約の透明性の確保についてでございますが、ホームページや情報システム等で重要事項説明書や付帯条件について有料老人ホーム事業者様が入居者御家族に説明いただくのに併せまして、情報の非対称性や入居者等の判断能力が十分でない場合などを鑑みまして、入居相談事業者や相談支援機関を経由する場合には、可能であれば第三者として説明に立ち会えるようにしていただくなどが望ましいと思っております。これにつきましては、賃貸住宅の契約にはいわゆる媒介契約で仲介業者さんが恐らくは説明をされたりというのとこれは同じかなと思っておりますので、一応意見として申し上げます。

17ページの入居者紹介事業の透明性・質の確保につきましては、記載のとおり具体的な方策を御検討いただければと存じます。

あと、19ページですが、自治体における計画作成に当たりましては、記載のとおり要介護度別の集計情報等の把握とともに入居希望者の選択に資する情報として一覧表にするなど、見やすい形で地域の医療・介護関係機関や住民向けに公表されることが望ましいのではないかと存じます。

また、都道府県への報告事項ということで、利用者が選択する際の基本情報として、前述のとおり同一または関連経営主体または一定の提携関係にある居宅介護支援事業者や介護保険サービス事業者、並びに介護サービスに関する費用につきましては、自費部分も含めて利用する際に必ず必要な場合、選択した場合に必要とする内容について、公表いただくことと、また、これについても定期的な確認が行われることが望ましいと考えております。

以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございます。

では、江澤さん、お願いいたします。

○江澤構成員 ありがとうございます。2点意見を申し上げます。

まず、8ページの268行目からの丸についてでございます。有料老人ホームは高齢者が居住する住宅であって、入居者の方がいつ疾患を発生したり、骨折などの外傷を来してもおかしくはない状況にあり、常に要介護状態になるリスクはあるというわけでございます。

また、それ以前に人の尊厳の保持、あるいは人権の尊重といった観点は、こういった住まいにおいては遵守というか、あるいは理念、基本方針に掲げるということは不可欠であると考えております。

したがって、登録制の対象は限定することなく全ての有料老人ホームとするほうがよろしいかと思えますし、そういった志の高い運営事業者の参入を期待するところであります。

続きまして、9ページの300行目からの丸について申し上げます。各医療機関が自らの担う地域の高齢者住宅と平素から定期的に顔の見える関係を構築していくことが重要ではないかと思っております。そういった連携を行うことによって高齢者住宅の対応できる医療であったり、あるいは家賃はどれくらいなのかといった費用負担についてもおのずと把握できますし、また、紹介事業者に依存することも少なくなるのではと考えております。

以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございます。

オンラインでほかに御発言予定の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

前半部分でフロアの方でも言い逃した部分があればと思いますが、何かありますか。

よろしければ、次のステップに入っていきたいと思いますが、その前に、今までの御発言に関して事務局から何かコメントはありますでしょうか。

○濱本高齢者支援課長 皆様、ありがとうございます。構成員の皆様から多岐にわたる御意見もいただきましたので、特に追記をとおっしゃっていただいた構成員の方々の部分につきましては、座長とも御相談の上、パブリックコメントにかけるものについて記載を追記するなど対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

その際、1点だけ、申し訳ございません。最初におっしゃった井上構成員の御意見のところで、認知症の方とか、あるいは住み続けられるという観点については、こちらの行番号が直前で変わった関係で申し訳ございません、280行目辺りというのは、恐縮でございますが、268行目、269行目辺りと御理解させていただいてよろしいでしょうか。

恐縮でございます。事前に変った関係で大変失礼いたしました。

事務局からは以上でございます。

○駒村座長 それでは、後半部分に行きたいと思えます。資料1の20から32ページ、有料老人ホームの指導・監督の在り方及び3ポツの有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込

み」対策の在り方について御意見のある方は御発言をお願いいたします。

最初に先ほどと同じように会場から、その後にオンラインからと思っております。今度は右側から行きたいと思いますので、こちらの列でいかがでしょうか。

では、宮本さん、お願いします。

○宮本構成員 22ページの745行目です。登録制についてということで、私の所属は高齢者住宅協会でサ高住等の事業者団体なのですが、サ高住自体が今29万戸あって、登録がきちんとできているという認識をしております。その中には小規模な事業者もおりますので、もし登録になった場合にサ高住としての登録情報をできるだけうまく使えるように作業の簡素化をお願いできればなというのが1点目。

2点目は同じですが、都道府県等への報告事項に関しても、サ高住に関しては高齢者住まい法において重要事項の説明義務や報告事項が既に課せられておりますので、行政に提出する書類等に関してもできるだけ重複がないように御配慮いただければと思います。

以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。右の列でほかに御発言予定の方がいらっしゃればと思いますが、よろしいですか。

では、左のほうに移っていききたいと思います。遠いほうから行きたいと思います。いかがでしょうか。ありますでしょうか。

では、高野さん、お願いします。

○高野構成員 20ページ以降というところでございますけれども、まず、具体的にこのポイントというわけではないのですが、29ページの例えば1,012行辺りから「行政による運営指導において」というところがあるのですけれども、失礼、ここはピンポイントです。「行政による運営指導においてこうした対応を有料老人ホーム運営事業者や」とありますけれども、もう少しここは踏み込んで、これは私からこういう記述のほうがいいのではないかと具体的な提案なのですけれども、例えば登録、指定の際の行政による指導助言など及び運営指導などにおいて、こうした対応を有料老人ホームや運営事業者へということで、つまり、登録や届出の際の行政の指導でもこういうこと、つまりケアマネジメント、それから住まい事業者の経営の分離ですとか、ケアマネジメントのプロセスはとても重要なものであるとか、事業者としてケアマネージャーに囲い込み型、使い切り型のケアプランをつくるということを明暗問わず促してはいけないということを徹底する必要があるという意味で、もう少し踏み込んでこういう場面での指導等ということを記述したほうがいいのではないかという意見が1点目でございます。

もう一点なのですけれども、これもほぼ同じような29ページから30ページにわたる箇所なのですけれども、特に囲い込み、使い切り型ケアプランの弊害の軽減のためにという意味で言うと、恐らくこれもやはり1,012行、1,013行、1,014行の後辺りかその前ぐらいになると思うのですけれども、そのために介護相談員派遣等事業というものが介護保険制度の

地域支援事業の任意事業の中に位置づいています。これは従来、たしか介護サービス相談員派遣等事業と言っていたものなのですから、これは実はもう既に有料老人ホーム等もその介護サービス相談員の派遣対象になっていて、既に活動を何年も前からやっていた地域があります。介護サービス種別問わず事業所施設を直接訪問して、高齢者、利用者さんのお話を聞いて、苦情とか、苦情に限らず不安とか、それから何か疑問に思っていることを相談員の方、研修を受けた一般の方、あるいは専門職なのですから、そうした方が聞き取って、事業者との間に入って、あるいは行政との間に入って疑問、不安等の解決に資するという、簡潔に言うとそういう事業なのですから、そういうものをもう少し活性化することで一定の効果が見込まれるのではないかと思いますので、介護相談員派遣等事業を有料老人ホーム等の事業者、あるいは入居者を対象として活性化することも考えられるのではないかと思います。市町村もそういう取組をなせる可能性が高まってくると思っております。

ひとまずは以上なのですから、もう少し追加させてください。これは具体的にこの案のどこにということではないのですけれども、具体的なトーンとして私が改めて申し上げておきたい点が3つぐらいあります。

まず一つは全体的なトーンなのですから、有料老人ホームや高齢者向け住まいに対してはそもそも過度な規制にはなじまない市場サービスですということなのですね。今後特にこの分野はニーズが高まりまして、これは間違いなくて社会的にも間違いなく必要なサービスです。だから、民間の新規参入、あるいは事業継続の意欲をそがないような取りまとめの全体的な方向にすべきだと思っています。

それから2点目は、今も申し上げました囲い込み、使い切り型プランについてですが、これもほかの構成員の方もおっしゃっていたと思うのですが、介護支援専門員個人の問題ではなくて運営事業者の問題です。そのため、介護支援専門員個人に対してというよりも事業者、あるいは事業所への規制の必要があるという意味合いのことを強調するような取りまとめのトーンとすべきだということです。

同時に、それに関して、そうしたプランは従前ですと介護サービスの費用をいたずらに費消するという意味で問題視をされてきた部分がございますけれども、私からはこの検討会でそれに合わせて、そういうプランだとどうしてもケアマネージャーのアセスメントが不十分になりがちだと、これも介護支援専門員の責任ではございません。その意味で、高齢者の心身機能の悪化や生活環境の悪化とか、先ほども話題に出ておりました高齢者の虐待、あるいは身体的拘束などなどにつながるリスクが高いという意味で高齢者の権利や尊厳を傷つける問題が生じているという観点から、一定のそれなりの規制なり指導なりが必要であろうというトーンでおまとめいただくことが必要かと思えます。

最後に1点です。それから、そうしたことの防止策の一つとして、これはこの取りまとめ案に盛り込んでほしいという意味ではないのですけれども、介護報酬においていわゆる集中減算という手法が用いられてきました。これは厚生労働省の説明ではそういう意味で

はなくて、訪問や確認、移動にかかる手間、時間が集合住宅、高齢者向け住まいに関してはあまりかからないので、その分介護報酬を引き下げているという説明ではありますが、実践現場の皆さんは一種のペナルティーだと受け止められている部分がございます。それが良いか悪いかという意味ではないのですけれども、私がケアプラン点検等を通じて各地をもう何年も回っていますけれども、それを見て分かるのは、そうした減算による脱法的な行為の防止とか軽減ということには実際にはつながっていません。表現は悪いのですけれども、いろいろな新たな抜け道をそうした事業者は探すということが繰り返されています。

したがって、減算措置という手法は一定程度行われる必要性はありますが、それはあまり解決にはつながらない。逆にそれが一層強化されることになると、本当に重度の方がサ高住や住宅型有料でしっかりと医療や介護サービスを使ってそこで暮らし続けるということができにくくなります。結果的にそうした規制が強まり過ぎると、重度の高齢者や認知症の高齢者、神経難病の高齢者などなどが高齢者向け住まいで住み続けることができなくなってしまうことになるので、またそれに併せて別の規制策をお考えいただく必要があると感じているところがあります。

繰り返しになりますが、これは取りまとめ案に盛り込むということではなくて私からの所感の表明ということにとどめさせていただきたいと思います。

○駒村座長 では、続けて川田さん、植村さん、そしてまた中澤さんに戻ります。

では、お願いいたします。

○川田構成員 ありがとうございます。

3点ございまして、まず22ページの745行目になります。登録制の導入についてになりますけれども、これまで議論にもございましたように、現在の届出制には課題があるというところを考慮すると、事前規制の強化という意味では登録制への移行というところは致し方ないものかなと考えております。その場合におきましても、引き続き民間事業者の創造性や効率性というところが損なわれないよう十分御配慮いただければお願い申し上げます。

また、事業者間の公平性の確保やサービスの質を確保するという点から、対象は新規参入事業者にかかわらず、既存の事業者についても対象であると考えております。その導入に当たりまして、事業者側はもとより指導監督に当たられます都道府県側におきましても十分な時間の配備というところが一定必要かと考えてございますので、こちらについても特段の配慮をいただけますようお願い申し上げます。

2点目でございます。資料の29ページ目、997行目になります。ケアマネジメントのプロセスの透明化というところについてでございます。外付けサービスとケアマネジメントの関係性について囲い込みという考え方で議論されてきているわけですが、ここに記載されている事項については本質的に入居者の選択の自由が保障されているか、個々の適切なケアマネジメント、また、サービス提供が行われているかといった点で介護保険制

度のケアマネジメント全般に通ずる普遍的な問題であるかと考えてございます。外部サービス事業者の立場から申し上げますと、この取りまとめ素案を御覧になられる方々に一部の不適切な事業者の事案というところが外付けサービス利用の実態であるかのような誤解を招くことがないよう御配慮いただければと思います。

最後に、3点目になります。資料の32ページ目、1,097行目でございます。外部型特定の活用についてになります。これにつきましてもこれまで申し上げてきておりますが、一般型と比較しまして外部サービス利用型におきましては取得できる加算に限りがございます。外部サービス利用特定施設から委託を受けて外部から支える訪問介護サービスにおきましては、夜間、早朝、深夜などの加算が算定できないなど人件費を賄えない、十分な報酬となっていないなどの問題がございますので、こういった点につきましてもぜひ今後、検討いただければと思います。

私からは以上になります。

○駒村座長 では、植村さん、お願いします。

○植村構成員 ありがとうございます。

まず、23ページ目の788行目、ほかにも書いてありますが、先ほどから出ています有料老人ホームの定義の部分です。食事のお話がございましたけれども、有料老人ホームの定義が該当するか否かというところが記載されておりますが、一般の消費者と運営会社がこの有料老人ホームというワードの部分のいいように使っているというのが正直あります。住宅型有料老人ホームの多くは住宅型と言いません。住宅型とあえて言わずに有料老人ホームというワードを使っております。その部分で外付けや住宅型というワードが消えてしまっているのでもっと分かりにくくなっているというのが現場レベルではあるかなと思います。住宅型という言葉は絶対つけなくてはいけないとか、ここに外付けサービスの有料老人ホームと最初からうたうということはもしかしたら有効なのかと考えております。

あとは、老人ホームというワードは特別養護老人ホームをひっくるめて老人ホームというところでどういう区別があるのかというのが非常に分かりにくくなっているということが現場ではございます。高齢者ホームや高齢者の住まいみたいな言い方でいろいろ言われたりもするので、老人ホームと高齢者ホームというのは何が違うのみたいなところも非常に混乱しているということでもあります。法的になかなか難しいというところも理解しているのですが、この有料老人ホームという言葉のどのように使っていくかということがこれから大事ではないかと考えております。外付けと介護付ということもそうですし、高齢者ホームで老人ホームと何が違うのかということも分かりやすく整理できればいいかと考えております。

それと、規制を一定かけるというのは住宅型含めて外付けサービスに関しては仕方ないかなと思っておりますが、介護付も含めて全般的にローカルルールというのが結構多くございまして、行政の方もいらっしゃいますけれども、このローカルルールは非常に我々運営事業者からすると運用しにくいところがございます。そのため、規制はもしあるとした

らローカルルールではなく全体的に平均して規制をかけてほしいなと思います。

以上です。

○駒村座長 さっき飛ばしたので中澤さんに戻りますけれども、今、いいですか。どうぞ。

○中澤構成員 全国有料老人ホーム協会の中澤です。

2点あるのですけれども、1つ目は22ページの741行辺りからなのですが、登録制度の導入についてです。入居者の公平な保護という観点からは、意見としては特定のホームを対象にするのではなく、既にある施設も含めて対象とするのが現実的だと考えています。例えば最初は対象外だった施設でも、時間がたつ中で入居者の医療ニーズが高まってきた場合、制度の対象外になってしまうという問題が出てきます。そうすると、自治体の対応も困難となりますし、やはり適用範囲は明確に一律にすべきだと思います。

あえて個別に区別するとすれば、自立した高齢者向けのホームで要介護になったら別の施設に移ってもらうような仕組みが明確になっているところは対象外とすることも可能かと思っています。

なお、既に運営している事業者が制度にスムーズに移行できるように事前準備をしっかり設けることや必要な支援を行うことは重要です。また、制度の運用を担う地方自治体の皆様の負担にも当然十分な配慮が必要だと思います。制度の実効性を確保するためには、仮に登録に進まない事業者がいた場合の対処方法も想定し、事前に準備する必要があります。制度をつくる上ではある程度の規制強化は避けられませんが、現在も真面目に取り組んでいる民間の事業者が不利益を受けることのないように、バランスの取れた制度設計を望みます。民間ならではの創意工夫や自主的な取組が妨げられないよう、十分な配慮が必要だと思います。

最後に、31ページ、1,087行辺りですが、囲い込み対策の中で出されている特定施設への移行についてです。設備や一定の人員が整っている住宅型やサービス付高齢者向け住宅について特定施設への移行を促すべきではないかという意見が出ていることを承知しております。ただ、これはこれからの議論だと思いますけれども、あくまでも選択制にすべきだと考えています。というのも、地方にある住宅型やサ高住の中には併設や隣接している訪問介護事業者がその地域の訪問介護サービスの重要な拠点になっているケースも多々あります。そういった施設は、入居者はもちろんですが、地域の介護ニーズ全体に応える役割を担っています。そうした地域需要も踏まえ、事業者があえて特定施設に移行せず現行の形態を維持することを望んでいるケースもあります。そういった事業者が結果として不利益になったりするようなルールにはしてはならないと思っております。

以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。

井上先生、どうぞ。

○井上構成員 ありがとうございます。

まず、22ページと24ページの内容全体についてコメントをさせてください。今までもお

話してきましたけれども、有料老人ホームについては老人福祉法の第29条で記載されており、これを補完するものとして標準指導指針があります。これが現在の組立てです。標準指導指針は法律ではなくて通知なので、行政の指導監督においては強制力がなくてお願いベースのものになるということで、指導監督を行う際には、いろいろな限界があると認識しています。

この点の改善を図るものとして、22ページに書かれているとおり、老人福祉法に基づく統一的な基準ということですから、老人福祉法の一部改正などを行ってやっていきたいと思います。併せて登録制を導入していきましようということだと理解をしました。この点には賛成いたします。

ただ、気になっていることもありまして、一つは、この改正に伴って指導監督を行う行政の業務負担が増える可能性が大きいのではないかと思います。ですから、その辺りのヒアリングを行ってほしいということと、先ほど中澤委員からも出ていましたけれども、この新しい基準を満たせないホームがどの程度出てくるのかもヒアリングを重ねてお願いします。

登録制についてもコメントがございます。私自身、今回ほかの種別も含めていろいろ勉強したのですが、行政関与の強さというのは届出があって、登録があって、認定があって、指定・許可となっています。現在、有料老人ホームは届出です。登録にはサービス高齢者向け住宅があって、認定には日常生活支援住居施設や居住サポート住宅があります。指定・許可は各種の介護保険の事業所となります。今回、サービス付き高齢者向け住宅と同じように登録制にすることには賛成します。一方で、認定を取っている居住サポート住宅や日常生活支援住居施設は低所得者の方々が利用することを想定しています。この辺りとのバランスはやはりちょっと考えなくてはいけないのではないかと少し感じているところです。もちろん今回の対応を行うことで、今後、低所得の高齢者の住まいが有料老人ホーム以外、例えば軽費や養護に受け皿が広がっていくのか、居住サポート住宅に広がっていくのか、これらはまだこれからだと思うのですが、その辺りの動きも見ながら、低所得の方の有料老人ホームについてはウォッチングを重ねていく必要があるのではないかと考えていますので、意見として述べさせていただきます。

次に、29ページです。ケアマネジメントプロセスの透明化についてです。指導監督を行うときに住まいへの指導監督と訪問介護や通所などの在宅サービス事業所への指導監督を同時に行えるようにして頂きたいと思います。住宅型有料では、同じ住まいに住む多数の居住者に対して、一つの事業所から在宅サービス提供をしていますので、その多数へのサービス提供の在り方として適切かどうかを指導監督できるような体制が必要です。施設における指導監督は、複数の居住者のサービスをどのように提供しているかの適切性を確認することができます。住宅型有料などの住まいも、たとえ個々の入居者が訪問系のサービスを個別に契約していたとしても、住まいのなかでは住宅のスタッフと訪問系のサービスが一体的に提供されていますので、個々の居住者ではなくて住まいの複数の居住者に対し

てどのようにサービス提供をしているのかを確認できるようにしてもらえると、サービスが適正に提供できているかが分かると思いますし、そのことがひいては利用者の尊厳といにつながりますので、検討いただければと思います。

以上です。

○駒村座長　ありがとうございます。

では、お待たせしました。オンラインで御発言予定の方は合図をいただけますでしょうか。

では、早い順番で江澤さん、次に濱田さん、その後、倉田さんという順番にしたいと思います。お願いします。

では、江澤さんからお願いします。

○江澤構成員　ありがとうございます。

1点だけ申し上げます。29ページの1,005行目からの丸について申し上げます。これは以前も意見させていただいておりますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。やはりかかりつけ医やケアマネージャーについては本人の選択、本人の意思の尊重というところが基本でございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○駒村座長　ありがとうございます。

次に、濱田さん、お願いします。

○濱田構成員　私も同じく1,005行目の丸のところと1,008行目の丸のところはぜひよろしくお願ひしたいと存じます。

また、これまでの会議での調査結果の中でいわゆる介護扶助等対象の利用者が相当数あるということを踏まえまして、保険者様のほうで介護保険部局と生活保護担当の福祉部局が例えば共同で介護保険サービスに関する運営基準等を遵守した対応が行われているかどうかなど、その扶助の対象とする、あるいは入居に際して確認することなども御検討いただいております。

一方、1,006行目、いわゆる家賃優遇というところでございますが、これは多くはいわゆる住宅扶助の基準まで家賃を優遇するというケースが少なからずあるのだらうと思っております。一方、その反対給付のような形で提携関係のある、1005行の利用条件というケースが一部で考えられるのかということでございますが、逆に、この家賃優遇がなければ退居を迫られるということになりますと、介護の必要な利用者の方が行き場を失うということにもつながりかねないということがございます。このため、例えばこの辺りは少し期間を置いて改善を促す、あるいはそれでもどうしても難しい、いわゆる家賃が元の基準の金額になってしまうという場合は、利用者さんが退居させられることのないような方策を講じる必要があるわけです。これはたとえば関係機関のほうで何とか転居できる所を用意されるのか、あるいは引き続き入居できるようにするのか等という対応策を一定検討していただく必要があるのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○駒村座長 では、次に倉田さんからお願いいたします。

○倉田構成員 ありがとうございます。

先ほど来、22ページの744「参入時の規制のあり方」につきまして、会場のほうからも事業者間の公正な競争という観点から、新規参入だけではなくて既存の事業者に対しても同じように規制をかけるべきだという御意見がございました。この点に対する補足といたしまして、私からはこの規制自体がそもそも利用されている方の安全確保や人権尊重という当然保障されなければいけない重要な観点からかけられるものという点からいたしまして、当然のことながら、新規参入時のみならず既存の事業者の方にも同じような形で規制をかけていくという方向が望ましいのではないかとすることを補足させていただきます。

その点に関しまして、先ほど井上先生から特に行政の事務負担も考えて経過措置等についてヒアリングをとというお声がありましたが、一方で、事業者の方、特に既存の参入事業者の方にとりましても、やはり人員配置などは非常に今の人手不足の中でハードルが高いという側面がありますので、既存の参入事業者の方につきましても、ヒアリング等を通じまして経過期間や経過措置については柔軟に対応していただくことが必要ではないかと考えているところです。

私からは以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございます。

オンラインの御参加の方でそれ以外にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

フロアのほうから何か言いそびれたことなどはありますか。

木本さん、お願いします。

○木本構成員 大阪府介護支援課長の木本です。

高野構成員より介護サービス相談員についてコメントいただきましたので、自治体の側からも少しコメントさせていただきます。大阪府としましても、派遣事業の実施主体である市町村に対しては会議を開いておりまして、未実施の市町村に向けては促進を、実際されている市町村に向けては効果的な実施の促進を、という観点から支援に努めている状況でございます。

その中で、市町村からは、相談員の人員の確保が難しいといった体制面の課題に関するお声も聞いたりする一方で、本事業については施設側に受入れ義務があるわけではなく、施設側に受入れの希望がないということでなかなか進みにくいというお声も聞いたりしておりますので、そういう意味では各方面から課題をクリアしていかないといけないのかなと思っています。

以上です。

○駒村座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

濱田さん、お願いします。

○濱田構成員 恐れ入ります。

先ほど植村委員様から質の高いケアマネジメントということにつきましてお話があったかと存じます。私はうまくこの場で説明できないかも知れませんが、例えばADLでも食事や排泄、あるいは移動で常に介助が必要ということになれば、相当な介護サービス、訪問サービス等で対応いただかないといけないということがあろうかと思います。一方自宅から、例えば有料老人ホームのようにバリアフリーで設備が整った環境にありまして、一部排泄に自分で行けるようになる、あるいは食事が自分でもできるようになるということで自立でき、その際に介護サービスで対応しなくてもよくなるということもあるのではないかと考えております。

また、見守りにつきましても、もちろん全室やっていただくということが非常に安全確保という点から最も望ましいということはあるかと思っておりますが、中には自立、あるいは判断能力は十分あるということで時々不要であったり、あるいは見守りのICT設備等で確認できるような場合もあるかと思っておりますので、ちょっとうまく説明できませんが、あるいはケアマネジメントを通じてリハビリテーション、福祉用具というものの活用で対応できることもあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○駒村座長　ありがとうございます。

田母神さんが少し遅れていらしたので、前半部分、後半部分で進んでしまっているのですが、前半部分というのは19ページまで、後半部分がそれ以降なのですが、前半部分にさかのぼっても全く問題ございませんので、もし御発言があればと思いますが、いかがでしょうか。

○田母神構成員　ありがとうございます。

これまで高齢者の方々の心身の状態に応じた体制の必要性ということで発言させていただきました。今回の取りまとめ素案につきましては、入居される方の安全、そして安心、人生の最期までの尊厳の保持の点を考慮しておまとめいただいていると思いますので、修正等の意見はございません。

ありがとうございます。

○駒村座長　分かりました。

それでは、事務局から構成員からの御意見についてコメントはありますでしょうか。

○濱本高齢者支援課長　先ほどの前半と同じく、構成員の皆様から御意見をいただきましたので、追記とおっしゃっていただいた部分などにつきましては、座長とも御相談の上、必要な対応を考えたいと思います。ありがとうございます。

○駒村座長　それでは、全体を通じて御意見があればと思いますので、もしあれば挙手をいただければと思いますが、いかがでしょうか。これはフロアもオンラインも含めてですが、全体を通じて御意見ということでありますけれども、ありますでしょうか。

それでは、濱田さん、お願いいたします。

○濱田構成員　何度も申し訳ございません。

本日、ケアマネジメントプロセスの透明化というテーマがございましたけれども、どうしても賃貸住宅ということでもありますので、室内の福祉用具等が既に備付けであったりということがあったりしまして選べる状況にないというケースも時折聞かれるようでございますので、その辺りの確認もお願いできればということでございます。

以上でございます。

○駒村座長　ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、各構成員から御意見をいただきましたので、本日の議論はこれで終了したいと思います。さらなる御提案などもございましたが、大筋の方向性についてはおおむね皆様の御了解が得られたものと考えております。したがって、冒頭申し上げましたように、本日いただいた御意見を反映した素案について、本検討会後にパブリックコメントを実施し、その上で次回の検討会においてパブリックコメントの御意見も踏まえた議論ができるように準備を進めたいと思います。

次回の検討会について、事務局より説明をお願いいたします。

○落合専門官　次回の検討会の日程につきましては、追って事務局より御連絡をさせていただきます。

○駒村座長　ありがとうございます。

それでは、本日はこれで終了といたします。御多忙の中、大変ありがとうございました。